

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和○年○月○日、A県A市所在のB会社（以下「会社」という。）に採用され、タクシー運転手として勤務していた。

被災者は、平成○年○月○日、運転していたタクシーが交差点正面の壁に衝突し、車内で意識を失っていたところを発見され、同日、C病院に救急搬送され、救命治療が行われたが、翌日死亡した。死亡診断書によれば、直接死因は「不整脈」、その原因は「不明」であった。

請求人は、被災者の死亡は健康診断の結果、心電図に異常が出ていたにもかかわらず、勤務させられていたことが原因であるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 被災者の疾病名及びその発症時期について、D医師は、平成○年○月○日付け意見書において、被災者は「平成○年○月○日午後○時ごろ」、「致死性不整脈」を発症したと述べている。

被災者の症状経過及び医証等に照らし、当審査会としても、D医師の意見は妥当であり、被災者は平成○年○月○日に「致死性不整脈」（以下「本件疾病」という。）を発症し、心肺停止により死亡したものと判断する。

- (2) ところで、本件疾病を含む虚血性心疾患等に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

- (3) 異常な出来事への遭遇について

本件疾病の発症直前から前日までの間において、被災者が業務上異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

- (4) 短期間の過重業務について

被災者の本件疾病発症前おおむね1週間（平成○年○月○日から同月○日）についてみると、被災者のタイムカード及び運転日報からは、時間外労働時間が5時間58分であることが認められる。また、勤務交番表及び届出願書からは、①同月○日及び同月○日が休日であること、②被災者が同月○日に年次有

給休暇を取得していることが認められる。

以上から、被災者が発症前おおむね1週間前において、過重な業務に従事したとは評価できない。

(5) 長期間の過重業務について

被災者の本件疾病発症前6か月間の時間外労働時間についてみると、決定書理由第2の3のエに説示するとおり、発症前1か月の時間外労働時間は34時間12分であり、発症前2か月間から6か月間までにおける1か月当たりの平均時間外労働時間は、37時間56分から43時間32分の範囲である。

したがって、1か月当たりおおむね45時間を超える時間外労働が認められないことから、業務と本件疾病との関連性は弱いものと評価できる。

なお、請求人は、労働時間集計表には、深夜における労働時間や時間外労働時間が含まれていない旨主張するが、本件の一件記録を精査したところ、被災者のタイムカードや運転日報に記載された時刻を基に、深夜における労働時間や時間外労働時間を適正に反映していると認められることから、請求人の主張は採用できない。

(6) 上記のとおり、被災者の本件疾病は認定基準の対象疾病に該当するものの、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められないことから、当審査会としても、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

なお、請求人のその他の主張についても、子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。